

急いで
確認を！

地震保険の請求漏れがございます！

私たち地震保険のプロが
請求漏れの確認をし、

お客様の元へ

給付金を
お届けします！



地震キャッシュ
J I S H I N C A S H

produced by 一般社団法人 全国災害復興支援協会

建物損害調査コンサルティングとは？

建物に掛けた地震保険の請求ができるよう、地震保険損害認定のスペシャリストが誠意を持ってサポートするサービスです。

支払いが進まない事情と実態

NHKの番組で特集が放送されたり、HPや関連した書き込みが多数存在したりします

地震保険の販売・査定は国から保険会社に委託されています。しかし、保険会社も営利目的であり、自社の利益を守る為、半損・全損の認定を出来る限りしたくありません。損害認定を行う鑑定会社は、保険会社から業務を委託されているため保険会社にとって都合が良いように動かされる実態があります。

建物損害調査にかかる調査費用は？

調査費用 ¥0

調査費用はすべて無料です。
コンサルタント料として、保険会社より支払われた給付金から一定のパーセンテージをいただく成功報酬型になります。

安心・安全な成功報酬制！！

* 給付時のみ、給付額の**35%**+消費税を報酬として頂戴します。

弁護士フルサポートプラン

通常の35%+消費税の成功報酬とは別で弁護士報酬として
受領保険金100万円未満は5%+消費税、
100万円以上500万円未満は7.5%+消費税、
500万円以上は10%+消費税

※いずれも完全成功報酬 ※弊会から請求書は発行いたします。
35%+消費税は弊会、弁護士報酬（5%~10%）は弁護士事務所へ直接のお振り込みとなり、別々の振り込みをお願い致します。
弁護士との直接の連絡および直接の契約を法的に必要とします。

どの程度の被害があれば請求可能か？

外壁、基礎、内壁のクラック(近寄らないと見えないヒビも対象です。)クロスの亀裂、よれなど地震保険の対象になります。地震保険の請求漏れは、明らかに損をしています。地震保険の請求は、原則契約者による自己申告です。今まで地震保険を支払い続けていた方は建物の補修をする前に、一度建物損害調査をすることをお勧め致します。

地震保険対象物件

住宅、マンション、アパート、介護施設、病院(住居を伴う場合)、寺事務所ビル、商業ビルは対象外ですが住居を伴う場合は大丈夫です。マンションで最上階に大家さんが居住されている場合など、その他の物件でも対象になる場合もございますので、お気軽にお問い合わせください。民間の損害保険会社に加入されていることが条件となります。(共済関係は対象外、JAは別途相談)

地震保険の重要知識

地震保険制度は、地震災害等による被災者の方々の生活安定に寄与することを目的とした

「地震保険に関する法律」に基づいて運営されています。

給付金(お見舞金)を支払う制度を国が整備している!!

- 加入条件 : 火災保険に加入していることが前提 (特約扱い)
- 保証限度額 : 火災保険の50 %です ■ 保険限度額 : 建物 5,000万円
- 対象 1 : 住宅 (アパート、マンション、戸建、店舗兼用住宅)
- 対象 2 : 家財 (但し、通貨、有価証券、預金証券、自動車、30万円を超える貴金属類は除く)
- 使 途 : 自由 (地震被害箇所の修繕義務はありません) あくまでも国からのお見舞金だからです
- 税 金 : 非課税 (個人の場合) ■ 保険料 : 地震保険が支払われても、保険料は従前と同じで変更なし
- 入金期間 : 保険会社に請求申請後 1 週間~10日 で支払われます。

地震保険で補償される損害と支払われる給付金

地震保険は火災保険と異なり、損害額という概念がなく、「全損」「(大又は小)半損」「一部損」しかありません。この3つの認定基準に入らない限り、(給付金)お見舞金は支払われないことになります。

※保険対象外・【無責】損傷率が3%未満の場合、給付金は支払われません。

全損

保険金額の100%

大半損

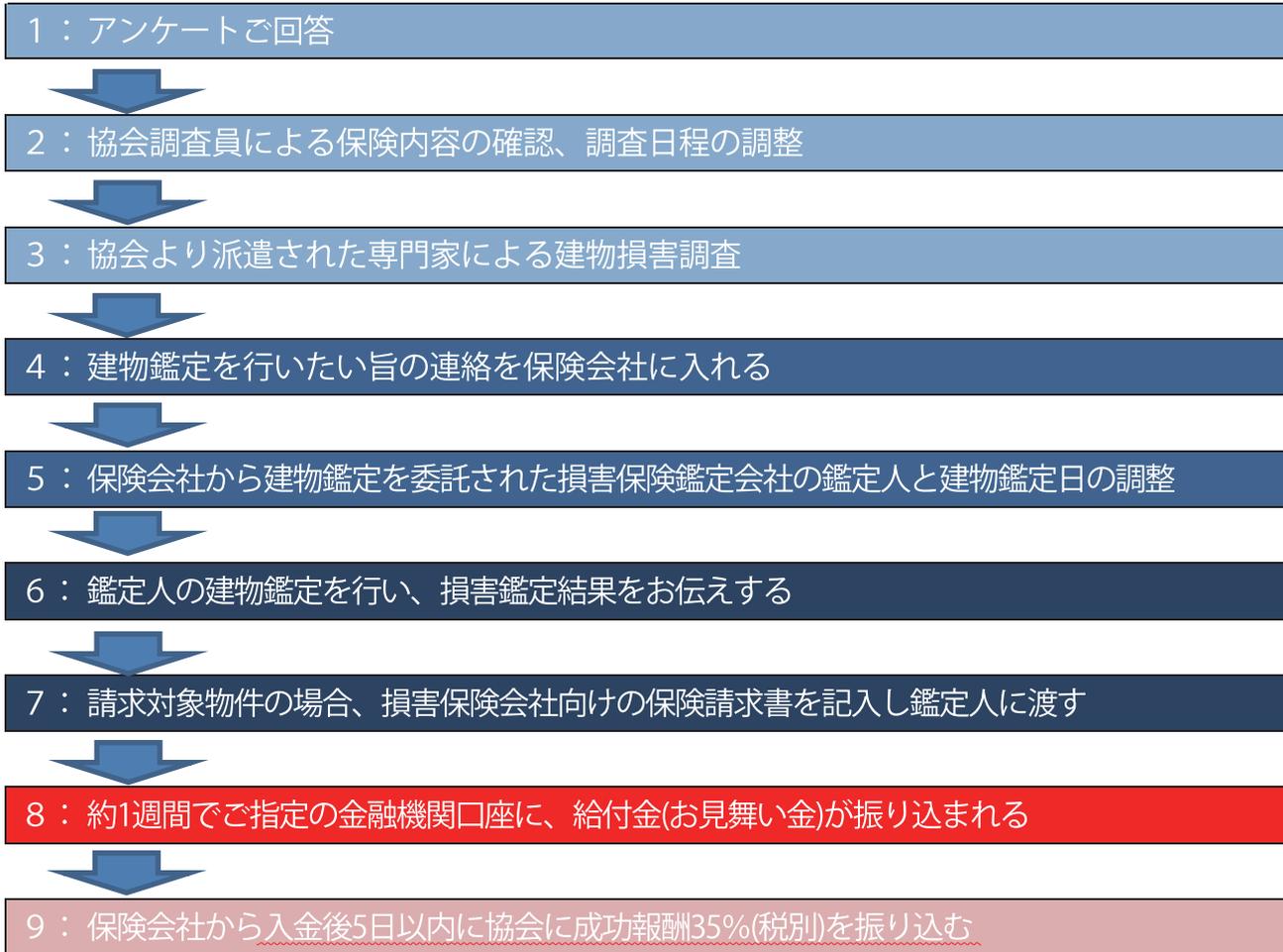
保険金額の60%

小半損

保険金額の30%

一部損

保険金額の5%



地震保険の申請からお見舞金を受け取ったお客様の例

| 2×4 | 半損 |
|-----------|-------------|
| 保険 支給額 | 1,000 万円 |

神奈川県港北区 O様

| 在来工法 | 一部損 |
|-----------|----------|
| 保険 支給額 | 60 万円 |

神奈川県川崎市 S様

| 2×4 | 半損 |
|-----------|-----------|
| 保険 支給額 | 400 万円 |

埼玉県川口市 I様

| 在来工法 | 一部損 |
|-----------|----------|
| 保険 支給額 | 40 万円 |

茨城県取手市 N様





安心の実績

当協会はグループ、パートナー企業全体で、一年で3,200件以上の査定実績があります。豊富な経験とノウハウに基づいた適切な保険申請のサポートを行います。



サポートの丁寧さ

専属のサポートスタッフが、お客様のお住まいの調査、鑑定交渉まで対応。一人の担当が最後まで責任を持って対応します。



安心のバックアップ体制

地震保険専門の弁護士と保険会社側にいた一級建築士の鑑定人が全ての案件に目を通し、公平公正に鑑定が行われるよう監視しています。

よくある質問

Q すでに地震保険の請求をしましたが、同じ被災に対しての再請求は可能でしょうか？

A はい。先に請求された結果に満足いただけなかった場合も、再度ご請求いただけます。

Q 東日本大震災以外の地震についても調査依頼は可能ですか？

A はい。全ての地震に対して保険の対象となります為、どの地震についても調査いたします。

Q 既に外壁や内装を直してしまって亀裂や傷が見えなくなっていますが、保険請求できますか？

A 大丈夫です。工事が補修前に写真を撮っているケースや外壁に直した後も傷が見える場合がありますので、諦めずにご相談ください。

Q 受け取った保険金は税金がかかりますか？

A 個人が受け取った保険金は全額非課税です。受け取られた保険金はお自由に利用いただけます。

Q サービスの利用料金はかかりますか？

A 調査費用は全て無料にて行います。国からのお見舞金が入った場合のみ、給付金の3.5%を手数料としていただいております。

Q 震災後に加入した保険に関して、保険金の請求は可能でしょうか？

A はい。余震やその他の震災により被害を受けた場合など、損害している可能性もございます。

Q 地震保険を解約してしまったけど、遡って請求できますか？

A はい。既に解約済みの場合でも、地震があった時にご加入されていたということであれば、遡って請求が可能です。

メッセージ

近年は北海道胆振東部地震、大阪府北部地震、熊本大震災、東日本大震災と大震災が頻発に発生し、ますます地震保険の必要性が認識されるようになってきました。

今後はますます地震保険の適切な申請サポートが社会の中でも認知されることになるでしょう。

消費者保護の為、正当な保険金請求の行使が円滑に行われるよう社会的使命を認識し、公正公平な鑑定が行われる健全な社会になるよう微力ながらお力添えできればと思っております。



一般社団法人 全国災害復興支援協会

名誉顧問 **渡邊和男**

名誉顧問 渡邊和男 経歴

昭和39年4月 日興証券株式会社 入社
昭和42年3月 中央大学経済学部 卒業
昭和47年7月 株式会社モス・フード・サービス 設立
昭和48年10月 株式会社モス・フード・サービス 取締役就任
昭和51年4月 株式会社モス・フード・サービス 常務取締役就任

昭和59年3月
昭和59年3月
昭和60年8月
平成2年6月
平成6年6月
現在に至る

株式会社モス・フード・サービス 代表取締役専務
株式会社モス・フード・サービス 東京証券取引所第二部上場
株式会社モス・フード・サービス 代表取締役副社長就任
株式会社モス・フード・サービス 代表取締役社長就任
株式会社モス・フード・サービス 代表取締役社長退任

顧問弁護士 岩田 憲明弁護士 けんめい総合法律事務所 (弁護士フルサポートプランの提携先)
顧問税理士 石井 裕之税理士 税理士石井裕之事務所

地震キャッシュ produced by 一般社団法人 全国災害復興支援協会

〒104-0053 東京都中央区晴海2-3-30 ザ・パークハウス晴海クロレジデンス2719号

TEL: 03-5859-5239 FAX: 03-4496-4635 info@saigaihukkou.com

https://saigaihukkou.com